FRANKLIN TEMPLETON

フランクリン・テンプルトン・韓国株式インデックス・ファンド

追加型投信／海外／株式／インデックス型 **月次レポート｜2026 年 10 月30日現在**

ファンドの特色

1. 主として、上場投資信託証券（ETF）への投資を通じて韓国の株式に投資を行い、FTSE Korea 30/18 Capped Index（税引後配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指します。
2. 実質組入外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
3. 年１回決算を行います。

ファンド概要

設定日	2026 年9 月2 日
決算日	毎年9月15日（休業日の場合は翌営業日）
基準価額（円）	9,133
純資産総額（億円）	0.55

基準価額・純資産総額の推移

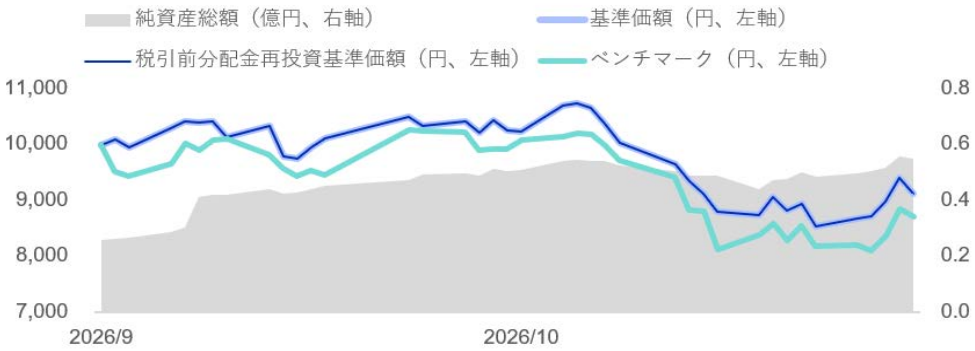

・グラフは過去の実績を示したものであり、将来の成果を保証するものではありません。
・グラフは設定日より本レポートの作成基準日までを表示しております。
・基準価額は１万口当たり、信託報酬控除後のものです。
・信託報酬率は後述の「ファンドの費用」をご覧ください。
・税引前分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして計算しています。
・ベンチマークは、FTSE Korea 30/18 Capped Index（税引後配当込み、円換算ベース）です。
FTSE Korea 30/18 Capped Index（配当込み）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。
ベンチマークは、ファンドの設定当初の値が基準価額と同一となるよう指数化しています。
ベンチマークの詳細につきましては、後掲の「ベンチマークについて」をご参照ください。

資産構成

ファンド	比率 (%)
フランクリン・テンプルトン・韓国株式インデックス・マザーファンド	100.1
現金等	-0.1

マザーファンド	比率 (%)
Franklin FTSE Korea UCITS ETF	96.6
現金等	3.4

（純資産総額に対する比率、四捨五入）

※マザーファンドは「Franklin FTSE Korea UCITS ETF」を 主要投資対象とします。

騰落率（%）（税引前分配金再投資）

	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	設定来
ファンド	-12.51	-	-	-	-	-8.67
ベンチマーク	-12.20	-	-	-	-	-12.85

・騰落率は実際の投資家利回りとは異なります。

最近の分配実績 （円）（1万口当たり、税引前）

決算月	-	-	-	-	-	-	設定来
分配金	-	-	-	-	-	-	-

・運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

最終頁の「本資料をご覧いただく上でのご留意事項」をご確認ください。

Franklin FTSE Korea UCITS ETFの資産状況

ポートフォリオの特性値

投資銘柄数	144

業種別構成比率（%）

情報技術	54.2
資本財・サービス	16.9
金融	11.8
一般消費財・サービス	5.6
ヘルスケア	3.5
コミュニケーション・サービス	2.5
素材	2.2
生活必需品	2.0
エネルギー	0.9
公益事業	0.4
その他	0.1

組入上位10銘柄

銘柄名	国・地域	業種	組入比率(%)
SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	韓国	情報技術	31.3
SK HYNIX INC	韓国	情報技術	16.9
SK SQUARE CO LTD	韓国	資本財･ｻｰﾋﾞｽ	3.7
SAMSUNG ELECTRO-MECHANICS CO LTD	韓国	情報技術	3.1
KB FINANCIAL GROUP INC	韓国	金融	2.4
HYUNDAI MOTOR CO	韓国	一般消費財ｻｰﾋﾞｽ	2.1
SHINHAN FINANCIAL GROUP CO LTD	韓国	金融	1.7
SAMSUNG SDI CO LTD	韓国	情報技術	1.5
HANA FINANCIAL GROUP INC	韓国	金融	1.4
CELLTRION INC	韓国	ﾍﾙｽｹｱ	1.3

ポートフォリオデータに関する注記

- マザーファンドの投資先の上場投資信託証券（ETF）の資産状況について記載しています。
- その他には現金等を含みます。
- 構成比率の合計は四捨五入の影響により100.0 にならない場合があります。
- 比率は上場投資信託証券（ETF）の純資産総額に対する割合です。
- 業種はGICS（世界産業分類基準）を適用しています。REIT の保有がある場合は不動産に含まれます。
- 組入上位10 銘柄は銘柄の一部をご紹介するものであり、個別銘柄の取引の推奨等を目的としたものではありません。また、今後も上記銘柄が組み入れられることを保証するものではありません。
- Franklin FTSE Korea UCITS ETF の計算日における月末最終日の情報です。

最終頁の「本資料をご覧いただく上でのご留意事項」をご確認ください。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料率（括弧内は税抜）（%）	3.3（3.0）を上限
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用（年率）（%）

運用管理費用（信託報酬）	
当ファンド（括弧内は税抜）①	0.3685（0.335）
マザーファンドが投資対象とするETF②	0.09（上限）
実質的な負担（①+②）	0.4585 程度

その他の費用・手数料

売買委託手数料、保管費用、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税等
原則として発生時に、実費が信託財産から支払われます。

その他諸費用（監査費用、印刷等費用、計理およびこれに付随する業務の委託等の費用、受益権の管理事務費用、運用において使用する指数の商標使用料並びに情報利用料等。）

日々の純資産総額に年率0.10%を乗じて得た金額を上限として委託会社が算出する金額が毎日計上され、基準価額に反映されます。
なお、信託財産からは毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎決算時または償還時に支払われます。

*購入時手数料は申込金額（購入価額に申込口数を乗じて得た額）に販売会社がそれぞれ独自に定める率を乗じて得た額とします。
*運用管理費用（信託報酬）は毎日計上され、日々の基準価額に反映されます。なお、信託財産からは毎計算期間の最初の６ヵ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を６ヵ月の終了日とします。以下同じ。）および毎決算時または償還時に支払われます。
*マザーファンドが投資対象とするETFの費用には、運用報酬、管理会社報酬、保管銀行報酬、その他ETFに係る管理運営に要する諸費用等を含みます。
*上記の「実質的な負担（①+②）」は、マザーファンドが投資対象とするETFの組入比率等により変動します。
*マザーファンドが投資対象とするETFにおいて、有価証券の売買委託手数料等取引に要する費用等がかかります。
*その他費用・手数料については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。
*投資者の皆さまにご負担いただく手数料等の合計額については、当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
詳しくは最新の交付目論見書をご覧ください。

お申し込みメモ

購入単位:販売会社が定める単位
購入価額:購入申込受付日の翌営業日の基準価額
換金単位:販売会社が定める単位
換金価額:換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金:換金申込受付日から起算して、原則として５営業日目からお支払いします。
申込締切時間:原則として、午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
購入・換金の申込受付不可日:以下の日のいずれかにあたる場合は、購入・換金のお申込みを受付けません。
・韓国の金融商品取引所の休業日
・ロンドン証券取引所の休業日
信託期間:2046年9月18日まで（2026年9月２日設定）
*信託期間は延長することがあります。
決算日:毎年9月15日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配:年１回の決算時に、分配方針に基づき分配を行います。
課税関係:課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象です。ただし、販売会社により取扱いが異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

ベンチマークについて

FTSE Korea 30/18 Capped Index（以下「本指数」）は、韓国の大型株および中型株のパフォーマンスを表す指数です。構成銘柄は、浮動株調整後時価総額に基づいて加重され、半年ごとに見直しが行われます。特定の銘柄への過度な集中を防ぐため、指数の構成銘柄のうち、最も構成比率の高い銘柄は30%以下、その他の各銘柄は18%以下になるよう、四半期ごとに調整されます。

当ファンドは、ロンドン証券取引所グループおよびそのグループ会社（総称して「LSEグループ」）とは一切関係がなく、また、LSEグループによって支援、推奨、販売、または販売促進されているものではありません。FTSE Russellは、LSEグループの会社の商号です。

本指数に関するすべての権利は、本指数を所有するLSEグループ傘下の関連会社に帰属します。
「FTSE®」は、当該LSEグループ傘下の関連会社の商標であり、他のLSEグループ会社はライセンスに基づいて使用しています。

本指数は、FTSE International Limited またはその関連会社、代理人、パートナーによって、またはこれらに代わって算出されます。LSEグループは、(a) 本指数の使用、依拠、または本指数における誤り、あるいは (b) 当ファンドへの投資またはその運営に起因する事象について、何人に対しても一切の責任を負いません。LSEグループは、当ファンドから得られる成果について、またはフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社による本指数の利用目的に対する適合性について、いかなる主張、予測、保証、または表明も行いません。

最終頁の「本資料をご覧いただく上でのご留意事項」をご確認ください。

投資リスク

＜基準価額の変動要因＞
当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資を行いますので基準価額は変動します。また、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、為替の変動による影響を受けます。
したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

株価変動リスク（株価が下がると、基準価額が下がるリスク）
一般的に株式市場が下落した場合には、当ファンドの実質的な投資対象である株式の価格は下落、結果として、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。また、当ファンドが実質的に投資している企業が業績悪化や倒産等に陥った場合、当該企業の株式の価格が大きく下落し、当ファンドの基準価額により大きな影響を及ぼします。

為替変動リスク（円高になると、基準価額が下がるリスク）
実質的に保有する外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を受けます。為替差損（円換算した評価額が減少すること）が発生することにより、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

カントリーリスク（新興国に投資するリスク）
一般的に、新興国の金融市場は先進国の市場と比較して市場規模が小さく、流動性が低くなることがあります。また、法制度・会計基準等が先進国と異なる場合や、情報開示規制・決済システム等が未整備である場合があります。そのため、新興国の有価証券は、先進国の有価証券と比較して、価格変動が大きくなる場合があります。
新興国においては、特有の税制が存在する場合、税制の突然の変更や新たな税制の適用が行われる場合があり、これにより基準価額が影響を受けることがあります。
また、新興国は政治経済情勢、通貨・資本規制、税制やその他法制度の変更等に対して市場感応度が大きくなる傾向にあり、それらの不確実性および地政学的な要因等に伴い、投資資産の価格が大きく変動することや投資資産の回収が困難になることがあります。

（注）基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

特定の銘柄への集中投資に関する留意点

当ファンドがベンチマークとする FTSE Korea 30/18 Capped Index（税引後配当込み、円換算ベース）は、特定の銘柄への過度な集中を防ぐため、指数の構成銘柄のうち、最も構成比率の高い銘柄は30％以下、その他の各銘柄は18％以下になるよう、四半期ごとに調整されますが、特定の銘柄の構成比率が一時的に上記の数値を超える場合があります。当ファンドはベンチマークとの連動性を保つために、特定の銘柄への実質的な投資比率が高くなることがあり、当該銘柄の発行体が経営破綻や経営・財務状況の悪化等に陥り、株式の価格が下落した場合には、その値動きによる影響を大きく受けることがあります。 また、ベンチマークにおける四半期ごとの指数構成比率の調整に伴い、当ファンドの実質的な組入銘柄の投資比率が大きく変動することがあります。

ベンチマークと基準価額の乖離に関する留意点

当ファンドはベンチマークに連動する投資成果を目指して運用を行いますが、取引所における需給バランスや売買高の状況等により上場投資信託証券の市場価格とベンチマークに差が生じた場合や上場投資信託証券の投資対象市場と取引市場の時差の影響を受けた場合、当ファンドならびに上場投資信託証券における運用管理費用（信託報酬）等の負担等の要因により、基準価額とベンチマークの動きは完全に一致せず、基準価額がベンチマークの変動を適正に反映することができない場合があります。

上場投資信託証券（ETF）への投資に関わる留意点

当ファンドが、上場投資信託証券を購入あるいは売却しようとする際に、市場の急変等により流動性が低下し、期待した価格で取引できない、あるいは取引ができなくなる可能性があります。これにより、当ファンドの運用成果に影響を与えることがあります。また、当ファンドは特定の上場投資信託証券に集中投資しますので、当該上場投資信託証券の価格が下落した場合、その影響を大きく受けることがあります。

＜その他の留意点＞
- 収益分配金は分配方針に基づいて毎決算時に委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額等の場合は、分配を行わないことがあります。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
  分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- 当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行うため、マザーファンドにおいて他のベビーファンドによる追加設定、一部解約等に伴う有価証券の売買等が行われた場合、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 【換金制限】当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。 これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

その他重要な事項に関しては、投資信託説明書（交付目論見書）に詳しく記載されていますので、よくお読みください。

最終頁の「本資料をご覧いただく上でのご留意事項」をご確認ください。

販売会社　当資料作成時点の予定を含みます。

販売会社名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人資産運用業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	一般社団法人日本STO協会
株式会社イオン銀行 （委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第633号	○				
株式会社SBI新生銀行 （委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第10号	○		○		
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第164号	○		○		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第165号	○	○	○	○	○
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第61号	○	○	○	○	○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○	○

※販売会社によっては新規申込みの取扱いを中止している場合がありますので、各販売会社にご確認下さい。

最終頁の「本資料をご覧いただく上でのご留意事項」をご確認ください。

本資料をご覧いただく上でのご留意事項

・当資料は、フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社（以下「当社」）が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。

・当資料は、当社が信頼性が高いと判断した各種データ等に基づいて作成したものですが、その完全性、正確性を保証するものではありません。

・当資料に記載されたグラフやデータ等は、過去の実績または予測であり、将来の運用成果・市場変動等を示唆あるいは保証するものではありません。運用実績等は税引前のものです。

・当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。

・投資信託は値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります）に投資しますので、組入証券の価格の下落や、組入証券の発行者の信用状況の悪化等の影響による基準価額の下落により、損失を被ることがあります。したがって、投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。

・投資信託は預金等や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外で投資信託をご購入された場合は、投資者保護基金の支払いの対象にはなりません。

・投資信託は、金融商品取引法第37条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

・投資信託の取得の申込みにあたっては、販売会社より最新の投資信託説明書（交付目論見書）をお渡しいたしますので、必ず内容を十分ご確認のうえご自身でご判断ください。投資信託説明書（交付目論見書）は、取扱販売会社にご請求ください。

・当資料に指数・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権、その他一切の権利は、その発行者に帰属します。

・当資料は当社の許可なく複製・転用することはできません。

委託会社およびその他の関係法人

委託会社:

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第417号
加入協会： 一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
https://www.franklintempleton.co.jp
(03)5219–5940（受付時間 営業日の午前9時～午後5時）

受託会社:
野村信託銀行株式会社

取扱販売会社の照会先:
フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社